

広報

# ここのえ



2004

8

<http://www.town.kokonoe.oita.jp/>

No. 579

## もくじ



■ 坂本町長が4選	2	■ 図書館ぞより	18
■ 岩間幸美さんアテネオリンピック壮行会	3	■ 教育委員会ぞより（飯田中学校）	19
■ まちづくり基本条例素案公開	4	■ まちの話題（祇園ほか）	20
■ 保健（心の健康）	12	■ 消防大会／こちら119	21
■ 福祉（次世代育成支援行動計画）	13	■ <らしの情報	22・23
■ 環境	14・15	■ 人権／休日当番	24
■ 人権を考える講演のダベ／ ハート降るここのえ	16・17	■ 歳時記／ここのえ時間旅行	25
		■ 人の動き・観光インフォメーション	26

# 合併しませんが

# 坂本町長四選



7月27日に告示された九重町長選挙は、坂本和昭さん以外の立候補届出がなく、坂本さんの4選が決まりました。任期は公職選挙法に基づき今年10月25日まで。

玖珠町との合併協議が凍結状態になったことで生じた町政混迷と事態解決への責任をとる形で坂本町長が辞職したのが6月25日。その際に、坂本町長は「合併問題に対する明確な態度（単独をめざす）を公約に掲げ出直し町長選に出馬する」ことを表明。そのことにより、今回の町長選は「合併をめざすのか」それとも「合併をせずに単独でいくのか」が最大の争点になる予定でした。

しかし、合併をめざす候補の出馬がなかったため、坂本町長の掲げる「単独でのまちづくり」が一応の承認を受けた形となりました（以下坂本町長四選にあたって）。

## 未来に大きな財産を残す。そんなまちづくりをしたい

「町が大きくなるからこそ、地域の個性を大事にしていかなければならない」。合併論議の際、そんな話をしました。住民のみなさんからもこんな声が出てきました。「大樹の下でも草木が育つ。そんな合併をしたい」。

合併問題を考えるとき、一番の判断理由になるのが「そこに住む住民にとって幸せなのか」。合併は、あくまでまちづくりの手段。良いまちをつくるのであれば合併すべきです。

九重町は2年半、玖珠町と合併協議をすすめてきました。しかし、時間が経つにつれ、お互いの亀裂は深まっていました。今、このまま新しいまち（市）をつくっても良いものはできない。そう判断し、私は凍結、そして「合併をしない」決断をしました。

まずは、玖珠町とは一定期間冷却期間をおき、お互いの大型事業を終わらせ、行財政改革をさらにすすめることです。その後、将来のまちづくりを考えたとき、新たなまちをつくっていくことが必要と判断できるのであれば合併すべきです。

これから「小さくともキラリと光る」個性豊かなまちづくりをすすめていきます。このことが、いずれ次の世代のみなさんが合併を選択したとしても、大樹の下でも、「たくましく」草木が育つ。そんなまちができるはずです。

## 自立(自律)のまちづくり、 キーワードは「改革」「協働」「対話」

単独でいくということは自立（自律）をめざすことです。それは、自治を育てるまちづくりでもあります。住民のみなさん一人ひとりの力が頼りです。そのためのキーワードが「改革」「協働」「対話」です。

九重町では、昭和60年代に経験した財政危機を教訓に、計画的な財政運営を展開。その結果、現在では、県内でも有数の健全財政になっています。ただし、これは機構改革や経費削減などの行財政改革を進めることが必須条件。九重町では平成8年度より「日々改革」をスローガンに行財政改革を進めてきました。住民のみなさんにとって使いやすい役場づくりをめざし、行財政改革をさらにすすめていきます。

今年の春に行ったタウンミーティングでは、多くの住民のみなさんから「自分たちでできることは自分たちでやろう」との声が出ました。これは、町と住民がよく話し合い施策を決めていくという「住民自治」を大事にした九重町の歴史の現れであり、かけがえのない財産です。

町制施行50周年となる来年2月1日に施行予定の「九重町まちづくり基本条例（仮称）」では、「住民参加」とともに「協働」という考え方が出ています。協働とは、住民、議会、行政が対等な立場で、お互いの役割を尊重しながらまちづくりをすすめていくことです。合併問題を考える上で、住民のみなさんから出てきた協働意識。このような意識が生まれるのも「対話」があったからこそ。引き続き住民のみなさんとの対話の行政をすすめていきます。

※この文章は、四選にあたっての町長の発言をもとに広報係でまとめたものです。

# 佐藤博美さんが当選 ～九重町議補選



欠員に伴う町議会議員補欠選挙が8月1日に行われ、佐藤博美さん（後河内）が初当選を果たしました。

佐藤さんは「九重町が大好きで、誇りに思っている。この町が自治権を持ち存続していくため、豊かな自然を生かした農業や観光などの振興に取り組んでいきたい」と抱負を語りました。

選挙当日有権者数は9,676人。投票総数は4,855人（投票率50.18%）でした。

▼中学校同級生から49人分の写真とメッセージをアルバムにして。



▲森高校同級生からは寄せ書きのプレゼント。

## みんなの夢をのせてアテネへ

アテネオリンピック女子ホッケーの出場が決まった岩尾幸美さん（小平谷）の北行会が7月22日、九重文化センター体育館で行われ約250名が参加、岩尾さんの健闘を願いました。

★★★

開会行事で岩尾後援会会長の麻生盛高さんは「九重町からオリンピック選手が出るとは思っても見なかった。岩尾さんはこの町の宝物。良い成績を持って帰ってもらいたい」と激励。住民から集めた激励費273万円が岩尾さんへ渡されました。

野上中学校時代の同級生からはアルバムの、同校後輩からは千羽鶴のプレゼントを受け取った岩尾さんは「自然豊かな九重町に育った私は、日本選手の中では、ひとさわ野生の感性に優れている」とあいさつ。会場は笑いに包まれました。そして「ホッケーと出会って世界が大きく変わり、さまざまな人と出会い、後押しがあったからこそがんばって来られました。これからが挑戦。最後まで戦い抜いていきたい」と決意表明をしました。

★★★

この日、岩尾さんはオリンピック日本チームの赤いユニフォームで登場。会場を訪れた人たちからの記念撮影やサインの要望にも快く応じていました。

岩尾さんの最大目標は「アテネオリンピック金メダル」選手生活のすべてを賭けています。

▼母校の野上中から千羽鶴、全校生徒で折りました。



▲会場の至る所で記念撮影



▲地元小平谷のみなさんも、もちろん大喜び。みんなで集まりテレビ観戦を計画しています。▲



▲オリンピック日本チームのユニホームで登場。

# 屈じません

# あたり前だけど大切なこと

## まちづくり条例(素案)を公開します

来年2月1日、九重町が生まれて50年になります。

この日、九重町の新たなスタートを象徴する条例が施行されます。「九重町まちづくり基本条例(仮称)」です。

これまで、住民代表で構成する「町民が考える九重町町づくり会議」と、役場職員で構成する「まちづくり条例策定検討委員会」の二つの組織で、研究や議論を重ね素案づくりに取り組んでいます。

その素案ができましたので、条例制定の目的や目的達成のための条文及び解説を紹介します。

地方自治の本旨は、そこに住む住民のみならず、主人公になり共に協力して、その地域を創っていくということだと思っています。言い換えるなら、住民による住民のためのまちづくり運動です。

この条例は、そのあたり前のことを、みんなで確認しあいまちづくりを身近なものにするための制定するものです。

21世紀のまちづくりのキーワード「参画と協働」「情報の共有と説明責任」といわれています。そして、この条例は、住民・議会・行政の役割や責任分担を明らかにして、ともに協力してまちづくりをすすめるための条例を基本とすための条例です。

ぜひとも、すべてに目を通して、意見をいただきたいと思っています。みなさんの意見を参考にしながら10月末

には「完成」させ、12月議会で「条例化」し、来年2月1日の「施行」を予定しています。

あなたの積極的な意見をお待ちしております。



附  
則

- 第9章 情報の共有と説明責任
- 第10章 住民投票
- 第11章 町民が考える九重町町づくり会議
- 第12章 条例の位置づけ
- 第13章 条例の見直し

- 第3章 人権の尊重
- 第4章 住民の権利と責務
- 第5章 議会と行政の役割と責務
- 第6章 参画と協働
- 第7章 地域自治
- 第8章 環境保全

第2章  
基本原則

第1章  
総則

前  
文

# なにをめざすのか

## 九重町まちづくり基本条例素案

### 前文

九重町は、筑後川の源流に位置し、九重連山や飯田高原等の雄大な自然景観をはじめ、地熱や各地で湧出する温泉と四季折々に変化する名瀑など多くの資源に恵まれた町です。そのため、四季を通じてたくさんの方々が訪れています。これら観光客・交流人と住民・定住人がふれあう、やすらぎタウンをめざし、豊かな自然環境と美しい景観及び「豊」のある暮らしを大切にしながら、自然との共生をめざしたまちづくりを進めます。

私たちは、このような、九重町のすばらしい自然環境、そして、そこで暮らす誇りを次世代に引き継ぐため、住民一人ひとり人が生きいきと生活できる活力あるまちづくりと住民が主人公になり、住民、議会及び行政の協働によるまちづくりを進めます。

よって、住民主体のまちづくり実現のため、住民、議会及び行政の自覚・権利・責任を明確にし、住民の参画を確かなものにするため、まちづくりの基本原則としてこの条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

#### 第1条

本条例は、九重町のまちづくりに関する基本的事項を定めると共に、住民の権利と責務及び議会と行政の役割と責務を明らかにし、住民自らがまちづくりに参画し協働することによって、住民自治の実現を図ることを目的とする。

#### ◎ 解説

【本条は、住民、議会、行政が相互理解のもとに協働してまちづくりを進めるうえで必要な事項を定めるとともに、住民、議会、行政の役割と責任についても明らかにしています。】  
さらに、住民の参画と協働を原則に、住民による住民のためのまちづくりをルール化し、住民自治が確立することを、この条例の目的としています。】

### (定義)

#### 第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
● 住民自治 住民の意思を基本とし、施策を行うことをいう。

● 地域自治 住民自治を熟成させる自治の単位を定め、地域における自立した活動主体による自治をいう。

● 地域学習 住民、議会及び行政が必要に応じて、専門家などの第三者の助力を得ながら、まちづくりに関する総合学習をすることをいう。

● 住民 原則として九重町に住み・働き・学ぶ全ての人、納税者及び事業者をいう。

● 事業者 一定の目的と計画に基づいて経営する経済的活動を営む者をいう。

● 議会 議員及び議会事務局をいう。

● 行政 町長、役員職員及び外郭団体とその職員をいう。

● 参画 行政が実施する施策や事業等の計画策定、実施、評価等の各段階に住民がかかわることをいう。

● 協働 住民、議会及び行政の各主体間が対等に互いを尊重し、連携し、まちづくりに取組むことをいう。

● まちづくり活動団体 自発的・自立的な、地域別・テーマ別のまちづくり活動を行う人で構成された非営利的集団をいう。

● この条例の中で使われている用語について、その意味を説明しています。】

### 第2章 基本原則

#### (住民自治の原則)

#### 第3条

住民は、住民主体のまちづくり実現のため、個人を尊重し、相互平等を認め、自主性を尊重した住民自治を進めることを基本とする。

#### ◎ 解説

【住民自治とは、住民がまちづくりの主体であ

り、住民自身が考え、解決していくことを基本とします。】

#### (地域学習の原則)

#### 第4条

住民、議会及び行政は、共に地域学習を重ねながら、まちづくりに関する情報を共有、活用し、その成果でまちづくりの意思決定を行うことを基本とする。

#### ◎ 解説

【本条は、住民、議会、行政が共に協力しあい、まちづくりに関する必要課題や要求課題の学習を行うとともに、情報を共有し、その成果に基づいて、まちづくりの方針等が決定されることが基本であると示しています。】

#### (相互協働の原則)

#### 第5条

住民、議会及び行政は、相互理解のもと、対等の立場を尊重し、協働してまちづくりを進めることを基本とする。

#### ◎ 解説

【本条は、前条と同様に、住民、議会、行政がお互いの立場を尊重し、共に協力し合ってまちづくりに取り組むことが基本であることを示しています。】

### 第3章 人権の尊重

#### (人権を尊重するまちづくり)

#### 第6条

住民、議会及び行政は、基本的人権を尊重するまちづくりに努めなければならない。  
2 まちづくり活動は、差別を温存、助長するものであってはならない。

#### ◎ 解説

【本条は、住民、議会及び行政の責務として、何人も侵すことのできない権利である、基本的人権が尊重されるまちづくりを行うとともに、その活動が、差別を温存、助長することなく、むしろ、あらゆる差別の解消につながるよう努めることを示しています。】

# 住民は何ができる

## 第4章 住民の権利と責務

### (まちづくり)に参加する権利

#### 第7条

住民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

2 住民は、法の下に平等で、何事にも差別されずまちづくりに参加することができる。

3 住民は、まちづくりに関して不参加を理由に不利益を受けない。

4 住民によるまちづくり活動は、自主性・自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。

5 満20歳未満の青少年・子どもは、それぞれ年齢に応じた、ふさわしいまちづくりに参加することができる。

#### ◎ 解説

【本条は、住民がまちづくりの主体であり、年齢や性別に関係なく、だれでもまちづくり活動を企画し、また活動に参加する権利があることを示しています。反面、第8項では、まちづくり活動へ参加しなくても、そのことを理由に不利益を受けないこともあわせて明記しています。】

#### (学ぶ権利)

#### 第8条

住民は、まちづくりに関し、自ら考え行動するために、学習する権利を有する。

2 住民は、まちづくり活動について、必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

#### ◎ 解説

【本条は、住民に、まちづくりに関して学習する権利や情報を得る権利があることを示しています。】

#### (豊かな人間関係の育成)

#### 第9条

住民は、地域の様々なまちづくり活動に参加し、豊かな人間関係の育成に努めなければならない。

#### ◎ 解説

【本条は、住民が、まちづくりに積極的に参加し、活動を通じて、地域コミュニティの形成に努めることを示しています。】

#### (権利の行使)

#### 第10条

住民は、まちづくりにあたり、社会的及び経済的環境の違いで生じる異なる考え方を相互に理解し、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

2 住民は、まちづくりにあたって、常に住民全体の福祉と次世代へつなげる責務を自覚しなければならない。

#### ◎ 解説

【本条は、住民が、まちづくりに関する権利を行使する場合、自己中心ではなく、大所・高所の視点に立つて発言や行動をしなければならぬことを示しています。】

何をしなければならぬのか



## 住民全員が共有できる条例を

町民が考える九重町まちづくり会議座長

甲斐素純 さん (川上)

今回のまちづくり条例の特徴を一言で言うと・・・？

住民一人ひとりが、イキイキと生活でき主人公になり、住民と行政・議会が協働する体制、まちづくりの基本原則を条例として初めて明文化したことです。

まちづくり条例を考えていく上で、特にこだわった点、配慮した点は何ですか？

九重町らしさを、いかにこの条例に盛り込めるかです。また、ふるさとに暮らす私たち一人ひとりが郷土に誇りを持って、どうすればともにすばらしいまちづくりができるかを念頭に置きました。行政・議会・住民が情報や悩みを共有しながら、ともに手を取り合っているような条例になればと考えました。

した。そのためには、情報のオープン化、各種行政に対する住民参画の権利保障や参画のための手段確保(第14・15条)や第32条の行政評価といった点にこだわりました。また、「地域づくり協議会」(第7章)の関連条項を加え、住民自らの手により、自らの地域づくり運動が推進できるように配慮しました。

各地でまちづくり条例が作られています。それらの条例を見て、参考になったことはありましたか？

また、視察研修で学んだことは、どのように反映されていますか？

第2期町づくり会議のメンバーが昨年5月に視察に行った(広報2003年11月号参照)福岡県二丈町の「二丈町住民参画まちづくり

# 町のしなげなければならないこと

## 第5章 議会と行政の役割と責務

### 第11条

町長は、住民の信任に答へ、公正かつ誠実に職務を遂行し、本条例に基づいたまちづくりの推進に努めなければならない。

2 町長は、町職員のまちづくりに必要な能力の開発に努めなければならない。

### 解説

「本条は、町の代表者である町長が、本条例に沿って公正・公平に職務を遂行しなければならないことを示し、町職員に対しては、まちづくりに関する研修の機会を確保するよう明記しています。」

### 第12条

議会は、住民自治の役割を認識し、住民の意思が町政に反映されることを念頭に活動しなければならない。

2 議員は、住民の代弁者であることを自覚し、あらゆる機会を通じて常に学習し、住民との意見交換に努めなければならない。

3 議会は、行政活動が民主的、効率的に行われ、政策水準の向上と行政運営の円滑化を図れるよう調査・監査に努めなければならない。

4 議会は、議会活動に関する情報を住民に説明する責任を有し、九重町情

### 合併問題の職員研修会



報公開条例に基づき、情報開示請求に対し誠実に答えなければならない。

### 解説

「本条は、議事機関として重要な政策決定を全町の視点で行い、また行政運営が民主的かつ効率的に行われるよう、住民の立場から行政執行を監視するという議会（議員）の役割と責務を定めています。特に、住民との協働に努め、調査権の行使など議会の権限を十分に活用するとともに、住民への情報開示や説明責任があることを明記しています。」

### 第13条

町職員は、誠実かつ効率的な職務の遂行のため、住民との信頼関係を築き、まちづくりの支援に努めなければならない。

2 町職員は、まちづくりに必要な能力の開発と自己啓発に努めなければならない。

### 解説

「本条は、まちづくりのエキスパートである町職員の責務として、誠実かつ公正、公平な職務を行なうとともに、常に自己研鑽に努めなければならないことを示しています。特に、議員は同時に一住民であり、それぞれの地域において、主体的にまちづくり活動に参画することが期待されています。」

# 議会のしなげなければならないこと

条例」の第1条（目的）は、「町が行う計画・実行及び評価の各段階において、住民参画を促進する基本的な事項を定め」とあり、その方法・精神が大いに参考になりました。また熊本県宮原町では、「まちづくり情報銀行」という呼び名で、地域の取り組みが活発になされています。町もその方法に対し、人的（町職員）、物的（活動資金）な支援をしています。組織づくりの方法は「地域づくり協議会」に反映されています。

今回の条例案で特にこだわった部分に強く反映されているわけですね。一方、全国には開発規制型のまちづくり条例もたくさんあります。九重町のまちづくり条例案は住民参画型だと思います。ところが、第8章で環境保全（開発規制）が突然入ってきます。住民参画の推進という全体の流れがここで止まってしまうような印象を受けました。環境保全についてあえて入れた理由は、なんですか？

ご承知のように、九重町は筑後川の最上流部に位置し、雄大なくじゅう高原と阿蘇・くじゅう国立公園や耶馬・日田・英彦山国立公園にも含まれて、多くの観光客が訪れます。このようなことから、環境問題には厳しい町としてのイメージを築き上げることが大切です。環境保全を住民一人ひとりが認識するとともに、環境汚染はもとより景観に対しても住民の厳しい目がそこにはあることを明示しています。先ほど言った「九重町らし

さ」をより盛り込む意味合いもあります。

甲斐さんは、町づくり会議議長として、まちづくり条例づくりに当初から関わってききましたが、どのような点に苦勞されましたか？町の将来を決定すると言ってもいい住民参画型の基本条例に案段階から取り組めただけに、どのような内容にするのか私なりに苦慮しました。町づくり会議の全員が、本当に真摯に取り組んでくれました。それぞれ多忙な仕事を持ちながら納得できるまで討議しました。町づくり会議や役員職員で構成する条例策定検討委員会等々の方々の皆さんの努力のおかげです。

まちづくり条例は、町、議会、住民の責務がうたわれています。現状の町、議会については、どのような感想をお持ちですか？

九重町はほか比べて、割合と意見が自由に言える雰囲気がありますが、一般にはまだまだ。お役所へ気軽に出入りするところまでには至っていないのではないのでしょうか。また、自分たちが知りたい情報や相談を、どのような課に行けばいいのかわからない。なんだか取っつきにくいといった感じがあるのでは。総合案内の窓口がほしいですね。できれば一階のどこかで、普段着のまま集まった人々がワイワイと言えるような空間がほしいですね。今後は、この条例に則して、これまでに開かれ

（次ページへ）

# まちづくりへ参画する

## 第6章 参画と協働

### (参画と権利)

#### 第14条

住民は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき基本構想、基本計画及びその他まちづくり計画の、策定・実施・評価の各段階に参画する権利を有する。

### ◎ 解説

【本条は、基本構想や基本計画等の立案など、町政運営の基本となる重要な政策を決定する場合や事業の実施、評価において、住民に参画できる権利があることを示しています。】

### (住民参画の保障)

#### 第15条

町は、前条第1項に規定する住民の参画を保障するため、あらゆる手段を講じなければならない。

### ◎ 解説

【本条は、町が参画の方法について色々工夫しなければならないことを定めています。参画の具体例としては、委員として委嘱する、現地調査、アンケート調査、広報・ホームページを活用して意見を募る、懇談会、タウンミーティングの開催、モニター制度等が考えられます。】

### (審議会等の委員の公募)

#### 第16条

町は、審議会、審査会、調査会、その他付属機関及びこれに相当するものの委員に、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

### ◎ 解説

【本条は、住民参画の代表的なものとして、審議会や協議会等があります。その委員の選考にあたり、指名のほか、住民自らの意思により応募できるように公募委員を加えるよう定めています。】

【本条は、まちづくり活動と表裏一体の関係にある、地域の課題学習の場を町が作り、住民の自発的、自立的な活動が活発に行われるよう支援策を講ずるよう定めています。】

### (地域学習の推進)

#### 第17条

町は、住民の地域学習の機会を確保し、住民の自立的な町づくりを支援し、住民の社会参加の促進に努めなければならない。

### ◎ 解説

【本条は、まちづくり活動と表裏一体の関係にある、地域の課題学習の場を町が作り、住民の自発的、自立的な活動が活発に行われるよう支援策を講ずるよう定めています。】

### (まちづくり活動への支援)

#### 第18条

町は、住民の自発的・自立的なまちづくりと協働するため、まちづくり活動団体に必要な支援をしなければならない。

### ◎ 解説

【まちづくり活動は、自主性、自立性が尊重されなければなりません。しかし、住民と町の協働によるまちづくりも重要です。町の支援にはいろいろな方法があります。補助金や物品の提供といった財政的な支援だけでなく、むしろ職員等がスタッフとして加わり、労力や専門知識、情報などの提供を行うなど、広い意味をもつことを示しています。】

# いくつかの方法

(前ページより)  
た町政・議会運営がなされていくわけですし、常にこの条例を念頭に置いてまちづくりをすすめてもらえれば、と思います。

住民投票条例についてもうたわわていますが、議会があるので必要ないとの考え方もあると思います。住民投票条例については、どうお考えですか。

「住民投票」の仕組みについては、地方自治法第74条でも保障されていますが、あえて入れることで、住民の権利を明確にしたいと思いましたが、しかし、住民投票は、住民間に必ずしこり・不満が残るので、よほどのことがない限り実行すべきではないと思います。

自治体が活性化し、地方分権に対応していくには議会の活性化が大きなポイントになると指摘されています。住民投票を避ける意味でも、議会の活性化に期待したいです。九重町は当然、合併をせずに単独で行く公算が高いと思います。

小さな自治体、限られた予算、少ないスタッフ（職員等）で、まちづくり条例を活かしていくのは、とても困難だと思えます（反面やりがいがあるとも言えます）が、今後、この条例が生きたものとなるためには、どのような方策をとっていくべきだと思いますか？

例え第14条（参画と権利）で、「住民は地方自治法に基づき基本構想、基本計画、その他まちづくり計画の策定・実施・評価の各

段階に参画する権利を有する」とあります。また次の第15条で「住民の参画を保障するため、あらゆる手段を講じなければならない」とあります。これらは今回初めて明確になったことです。まちづくり計画の「策定」段階から住民参画が可能になったのですが、行政側がどこまで住民参画を求めるのかもポイントです。第31条の「説明責任」においても、本来は住民側からの説明責任がなくても大きな事業・基本計画などは、その内容と必要性・妥当性を事前に住民にわかりやすく説明する責任があります。これらが、どの段階、どの程度まで、できるのか、理想のまちづくりをめざして、あたたかく見守っていきたいと思います。

このまちづくり条例が自分たちのものだという観点から、条例のタイトル・ネーミングを考えてもらうのもいいですね。

これから来年2月1日の施行をめざすわけですが、今回、案案を提示したことで、これに対する住民のみなさんから意見が寄せられると思います。その意見に、どう対応か、総括し、今後に生かしていくのか、公開してほしいですね。そのようなことから、自分たちの条例という意識が根付いていくと思います。住民参画のルールを、本体（まちづくり条例）をつくることから守っていきたいですね。

この条例が自分たちのものだという観点から、条例のタイトル・ネーミングを考えてもらうのもいいですね。

これから来年2月1日の施行をめざすわけですが、今回、案案を提示したことで、これに対する住民のみなさんから意見が寄せられると思います。その意見に、どう対応か、総括し、今後に生かしていくのか、公開してほしいですね。そのようなことから、自分たちの条例という意識が根付いていくと思います。住民参画のルールを、本体（まちづくり条例）をつくることから守っていきたいですね。

▼野矢地区のみなさんによるアジサイ、もみじ植樹



▼野上を語る会



▼雷曲どろんこ祭



## 第7章 地域自治

### (地域自治の充実)

#### 第19条

町は、地域単位の住民活動組織による地域自治の役割を認識し、これを将来に向けて守り、育てるよう努めなければならない。

#### ◎ 解説

【本条は、まちづくりの原点は、住民に身近な地域を単位としたまちづくり運動にあることを認識し、町は、この地域自治充実のための活動を積極的に推進するよう定めたものです。】

### (地域の単位)

#### 第20条

まちづくり地域の単位とは、行政区又は行政区の集合体をいう。

#### ◎ 解説

【地域の単位は、現在の137行政区を基本としますが、単一の行政区を理想とせず、できるだけ複数の行政区のまとまりで構成することを目標としています。】

### (地域の単位の住民活動組織)

#### 第21条

地域は、地域発展のため地域づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。

#### ◎ 解説

【本条は、地域を単位にまちづくり運動を行なう組織の設置根拠を明示し、それぞれの地域で活動組織を設置できる旨を定めました。】

### (協議会の組織)

#### 第22条

協議会は、地域づくりを推進することを目的とする住民等で構成され、役員は行政区長の推薦とし、当該地域の住民に認知されたもので町長の認定を受けた組織とする。

#### ◎ 解説

【前条で設置される協議会は、その地域の住民により構成され、役員も区長が推薦する旨を定めています。また、町が認定した組織としたのは、協議会が町の支援などを受け、審査等に一定の制約があるからです。地域の運動に制限をかけるものではありません】

# 地域を もっと元気に

### (協議会の役割と計画書の作成)

#### 第23条

協議会は、当該地域の補助機関として、まちづくり活動の推進、地域自治の発展、及び公益の増進に寄与することを目的とする。

2 協議会は前項の目的を達成するため、諸計画との関係を考慮し、地域づくりの課題を調査審議し地域づくり計画書（以下、計画書という。）の作成をしなければならない。

#### ◎ 解説

【本条第1項は、協議会の位置付けとその役割を明記しています。第2項は、地域のまちづくり活動が計画的に、また効率的に行えるよう、地域づくり計画書を作成するよう定めています。】

### (町の支援体制)

#### 第24条

町は、地域自治の観点から、前条第2項に規定する計画書を尊重しなければならない。

2 町は、必要に応じて、協議会の活動を支援する体制を講じなければならない。

3 町長は、まちづくりの人材育成に必要な研修会を開催し、かつ要請に応じ、講師等を協議会に派遣することができる。

4 町長は、協議会の企画・実施する自治基盤づくりに対し必要な経費を助成することができる。

5 前項の助成について必要な事項は別に定める。

#### ◎ 解説

【本条は、地域づくり計画書に基づく、まちづくり活動が目的どおり達成できるよう、町が行う具体的な支援策を定めています。】

### (活動への協力)

#### 第25条

住民は、計画書に基づく協議会の諸活動に協力し、活動の円滑な実施に努めなければならない。

#### ◎ 解説

【本条は、計画書に基づいて行われるまちづくり活動に対して、住民が協力するよう定めています。】



▲飯田高原デザイン会議



▲南山田・中村地区のどんと焼き



▲南山田・富迫のコスモス祭り

# ふるさとを 守る

## 第8章 環境保全

(住民の責務)

### 第26条

住民は、町が実施する良好な環境づくりの施策に積極的に協力しなければならない。

### ◎ 解説

【本町は、町の面積の約半分が国立公園、国定公園の指定を受けており、美しい自然景観に恵まれています。この美しいふるさとを将来に継承するため、町が実施する景観保全や秩序ある土地利用を図るための施策に協力するよう求めています。】

### (開発等の基準)

### 第27条

事業者は、住民が健康で文化的な生活を営むことのできる環境を形成するため、一定規模以上の開発又は旅館業を目的とした建築をおこなう時は関係法令、及び九重町生活環境保全及び開発に関する条例（昭和63年条例第30号）又は旅館業を目的とした建築の規制に関する条例（昭和54年条例第74号）を遵守しなければならない。

### ◎ 解説

【前条と同様、事業者に対して、既存条例による一定規模以上の開発等に対する規制があることを示し、景観保全や秩序ある土地利用に対する理解と協力を求めるために定めたものです。】

### (景観の保全)

### 第28条

住民及び事業者は、景観法（平成16年法律第110号）、大分県屋外広告物条例（昭和39年大分県条例第71号）及び九重町生活環境条例（平成13年条例第33号）により、町の美化及び風致の確保等について注意を払い良好な環境を保持しよう努めなければならない。

### ◎ 解説

【本条は、住民及び事業者に対して、国や県並びに町の定める関係法令や条例等を守り、本町の景観保全の確保等に努めるよう定めています。】

# 情報がなければ

## 第9章 情報の共有と説明責任

(情報の公開と提供)

### 第29条

町は、まちづくりに関して、住民の理解を得るため、情報公開及び情報提供のための措置を積極的に講じなければならない。  
2 町は、情報公開及び情報提供にあたり、住民にわかり易い方法を工夫しなければならない。

### ◎ 解説

【まちづくりの基本は、参画と協働、そして情報の共有です。本条では、まちづくりに関する情報が共有できるように努めるとともに、その方法についてもわかり易く、かつ迅速に提供することを明記しています。】

(住民の意見表明)

### 第30条

町は、基本的な条例制定及び重要な施策決定を行う前に、住民の意見を求めるよう努めなければならない。  
2 町は、前項で求めた意見の概要及び意見に対する町の考え方を、公表するよう努めなければならない。

### ◎ 解説

【本条第1項は、まちづくりに関わる条例を定めるときや総合計画並びに各分野の基本計画等を策定する場合は、あらかじめ住民の意見や提言等に関かなければならないとしています。第2項では、住民の意見・提言の内容、それに対する町の対応について、広く住民に知らせるよう定めています。】

# きちんと言明しなければ

(説明責任)

### 第31条

町は、行政活動の内容及び意思決定の過程について、住民から説明の要請があったときは、誠実に対応し、わかり易い説明に努めなければならない。

### ◎ 解説

【町長や役場職員は、住民の信託を受けて住民福祉向上のために、各種計画や事業を行なっています。その内容やどのような経過で決められたかなど、住民の疑義に対して、わかりやすく、しかも納得いくように説明する義務があることを定めています。】

(行政評価)

### 第32条

町は、九重町のまちづくりが将来に向け効率的、効果的及び創造的に発展するため外部評価を含めた行政評価制度の導入に努めなければならない。

### ◎ 解説

【行政評価は、町が行う施策や事業の目的、内容、達成度について客観的に評価・検証を行なうもので、具体的には、評価シートの作成を通じて総合評価を行い、成果重視の行政運営への転換を図ろうとするものです。この作業を行政職員等で行なう場合を「内部評価」と呼び、専門家に委嘱する場合や住民で構成する評価委員会が行なう場合を「外部評価」と呼びます。また評価シートを公表することで住民に対する説明責任の向上も図られます。】

# はじまらない

次につなげるため

失敗を認めることも必要だ

# みんなので育てる

## 第10章 住民投票

### (住民投票)

#### 第33条

町は、住民の暮らしに係る重要事項について、直接住民の意思を確認するため住民投票の制度を設けることができる。

#### ◎ 解説

【住民投票の制度は、地方自治法で規定されており、投票の結果によって、住民の意思を確認するという有効な方法です。しかし、その実施には膨大な労力と経費が伴います。したがって、本条では、特に、まちづくりに係る重要な事項について、この制度を活用して賛否を問う。その結果で判断をすることができるということを定めたものです。】

## 第11章

### 町民が考える

#### 九重町町づくり会議

#### (まちづくり会議)

#### 第34条

町は、「町民が考える九重町づくり会議」を広く活用し、住民主体の町政を進めなければならない。

2 前項について必要な事項は別に定める。

#### ◎ 解説

【町は、地域を越えた課題の対応や地域づくり計画書に基づく事業の審査・決定等の判断をする場合、住民の代表で構成した「町民が考える九重町づくり会議（平成12年2月九重町条例第1号）」の意見を参考にすることを規定しています。】

## 第12章 条例の位置づけ

### 最高規範

#### 第35条

九重町まちづくり基本条例は、まちづくりの最高規範であり、これを遵守し、町の基本的な条例の制定や施策は、本条例に則して行わなければならない。

#### ◎ 解説

【本条例を名実ともにまちづくりの指針とする考え方です。そして、個別条例をつくる場合や町基本構想・総合計画などを策定する場合、本条例との整合性を図ることを義務付けています。】

#### (個別条例)

#### 第36条

町は、既存の条例や規則等に関して、本条例に整合するよう努めなければならない。

#### ◎ 解説

【九重町には、現在、約450本の条例、規則等が定められています。本条例とこれらの既存条例や規則の整合性を図るよう定めています。】

例えば、〇〇審議会設置条例の内、委員の選任について、公募の規定がない場合は、本条例の第16条に基づき公募委員の規定を加える条例改正等を行うよう定めたものです。】

## 第13章 条例の見直し

### (見直し規定)

#### 第37条

町は、この条例施行後5年を経えない期間毎に、この条例がふさわしいものであり続けているかどうかを、住民と共に検討し、その結果を踏まえ、この条例とまちづくりの諸制度を見直す等の必要な措置を講じなければならない。

#### ◎ 解説

【本条例は、「育てる条例」として位置付けています。それは、この条例の運用に当たって不適切と思われる事態が生じた時は、住民の意見を聞いて、条例の一部改正や関係する制度等の見直しをすることを規定し、さらに、定期的な見直しの時期も5年以内に行なうと定めています。】

#### 附則

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

#### ◎ 解説

【九重町が誕生して満50年になり、51年目の初日となる平成17年2月1日を、この条例の施行日としました。】

## みなさんの声を聞かせてください

この基本条例の内容について「この部分は要らない」「こういう事項を加えては?」「こういう言葉に代えては?」などのご意見や、この条例のタイトルのネーミングなどの意見もお待ちしています(全国の例としては「宮原町を守り磨き上げるまちづくり条例」や「二丈町住民参画まちづくり条例」などがあります)。期限は9月21日までとさせていただきます。

〒879-4895 後野上8-1  
九重町役場企画調整課まちづくり推進係  
TEL 0973-76-3807  
FAX 0973-76-2247  
E-mail kikaku@town.kokonoe.oita.jp

# こころの健康づくり

保健



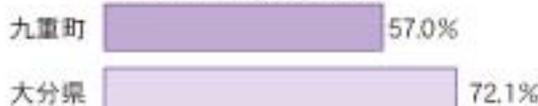
ストレスは、気づかぬうちに心に蓄積していき、それが過剰にたまり過ぎると心ばかりでなくからだにも悪い影響を及ぼします。心臓病や糖尿病などの生活習慣病や頭痛、胃・十二指腸潰瘍など、さまざまな病気にストレスが関係していると言われています。

健康ここのえ21計画策定のための調査結果（平成14年9月実施）を見ると、次のように九重町は、大分県平均と比較してよくない状況です。上手にストレスと折り合いをつけて心の元気アップを図っていきましょう。

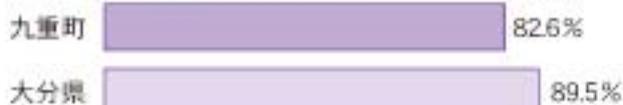
## ★ストレスや悩みの相談相手が少ない。

相談相手のいる人の割合は、大分県と比較して男女とも九重町の方が低くなっている。

### ●相談相手がいる人(男)



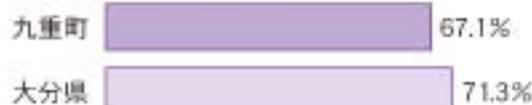
### ●相談相手がいる人(女)



## ★休養が必要になったときに休みをとる人が少ない。

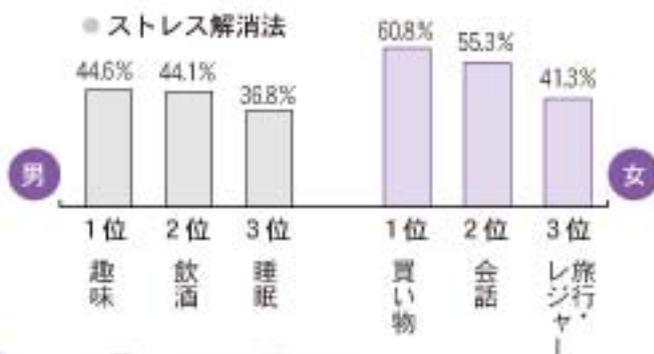
九重町は、大分県と比較すると「休みをとる」と答えた人の割合が男女とも少ない。

### ●休みをとる人



## ★酒をストレス解消にしている男性が多い。

ストレス解消法として、男性は「趣味」、「飲酒」、「睡眠」と続いている。また女性は、「買い物」、「家族や友人との会話」、「旅行レジャー」と続いている。



4 ぐっすり眠って  
ストレス解消!

## こころの元気を アップする方法

1 何よりもまずは、  
休むこと!

2 心にも栄養補給を!  
(食事は心身の  
活力の源)

3 からだのコリは、  
心のコリに!  
(運動をしよう)



5 心の専門家に相談しよう!  
心の不調については、精神科  
(精神神経科、神経科、メンタル  
クリニックなどという場合も)、  
心臓内科が主な診療科になります。

## ひまわり号 参加者・ボランティア募集

今年も障害者と健常者のふれあいの旅「ひまわり号」が走ります!

- ★ 一泊旅行 募集は9月15日まで  
9月25日(土)~26日(日) 日田ビール園・原鶴温泉・湯布院  
1泊2食付き13,000円(宿泊は原鶴)
- ★ 日帰り旅行 募集は10月15日まで  
10月31日(日) 列車で行く、佐伯グルメの旅  
グルメ代を含め一人4,000円(小学生3,500円)  
詳しくは「大分でひまわり号を走らせる実行委員会」  
(☎097-548-1348) まで

★ひとりで悩まずにご相談ください。  
保健センター : ☎76-3838  
日田玖珠保健所玖珠支所 : ☎72-1150

## 追加健診日程変更について

ふるさと祭り(町行事)開催のため、追加健診および結果説明会を次のとおり変更しますので、よろしくお願ひします。  
検診日 平成16年10月17日(日)→10月31日(日)  
結果説明会 平成16年11月15日(月)→11月26日(金)

# 次世代育成支援行動計画の策定作業、始まる。



昨年7月に「次世代育成支援対策推進法」が公布されたことに伴い、市町村では今年度中に具体的な行動計画を策定することが義務付けられました。これは、『福祉や教育、医療等のすべての子どもを取り巻く環境を更に充実させることで急速な少子化の流れに歯止めをかける』ことを目的としています。

九重町では、町内の関係団体の代表で構成する策定委員会や具体的に計画を吟味して実際に作業を行う専門委員会を設置して来年4月から実施できるような計画作りに努めています。

(敬称略)

分野	関係機関・団体名	策定委員	専門委員
児童福祉	九重町民生児童委員	会長 吉田喜久生	佐藤 住子・高倉 京子 帆足美和子・衛藤 和子
	九重町社会福祉協議会	会長 帆足 忠義	甲斐 匂子
	チャムチャムクラブ	会長 甲斐 朱実	甲斐 朱実
	母子保健推進協議会	会長 穴井久美子	高藤 知代
	たんぼほの会	会長 篠原 智春	有馬 若江
教育	九重町教育委員会	代表 若松平八郎	
	小学校校長会	会長 松永 剛	梶原 千恵
	中学校校長会	会長 大城 正二	御手洗徳尚
社会教育	健全育成協議会連絡会	委員長 小幡 憲一	梶谷 清一・古武 憲子 甲斐 典子・足立 光清
	社会教育委員会	委員長 玉井 和喜	岐部 榮作
	公民館運営審議会	会長 甲斐 英昭	小幡 邦代
	P T A 連合会	代表 廣田 達美	佐藤 明郎
	ひまわりクラブ	会長 大力かおり	大力かおり
医療保険	医師会	会長 井上 通泰	
	歯科医師会	会長 井上 紘一	
	食生活改善推進協議会	会長 古光 芳枝	森 敦子
幼児教育	保育園連合保護者会	会長 江上 共江	江上 共江
	幼稚園P T A 連合会	会長 辛嶋眞一郎	辛嶋眞一郎
	幼児を持つ親の会	会長 熊谷 光顕	熊谷 光顕
大分県	日田福祉事務所	会長 脇坂由美子	加藤 幸吉
	日田玖珠保健所	所長 司城潤一郎	首藤 佐織
地域	区長会	会長 志賀 義則	
	まちづくり会議	座長 甲斐 素純	
特定事業主	九重町総務課	係長 小野 亮一	井上 清剛・小野 亮一
九重町	九重町	教育長 佐藤昭八郎	篠原 正昭・長野 幸造
	九重町	助役 帆足 顕武	原田 勝美・牧 輝美 村上 龍男

※策定委員会の委員長は、若松平八郎さん、副委員長は辛嶋眞一郎さんです。  
 ※専門委員会の代表は、佐藤明郎さん、副代表は梶谷清一さんと高倉京子さん、小幡邦代さんです。上記の委員各位のご協力のもとに行政全体として計画の策定や事業の推進に努めています。ぜひ、みなさんの声をお聞かせください。  
 窓口は保健福祉課 ふれあい福祉係 (TEL. 76-3802)

## 生ごみは 堆肥化しましょう

残飯や調理くずなどの生ごみを減らすため、生ごみ処理容器（コンポスト）を設置する家庭には町の補助金があります。

補助金は購入金額（消費税込み）の2分の1で、最高限度額は1個につき3,000円。1世帯2個まで。

問合せ先 住民課環境保全係  
(☎76-3801)



▲乾燥中のせっけん

## 使用済み食用油は 「せっけん」に変身します

てんぷらなどに使用した食用油（廃油）を台所から流すと河川を汚すこととなります。また合併浄化槽の処理機能にも影響を与えます。「廃油を、せっけんに変身」させるため、みなさんのご協力をお願いします。各地区公民館に食用廃油を入れる容器がありますので、ご利用ください。

回収した廃油は、せっけん工房でボランティアグループ「九重のくらしを考える会（岩尾環会長）」の方がせっけんに変身させ、廃油の再利用と水環境を守るため、がんばっています。

## 水質事故の 防止を!!



近年、県内の河川で「油もれ」などによる水質汚濁の事故が発生しています。「油もれ」は地下水をはじめ、河川や土壌の汚染が広範囲にわたります。

水質事故処理の費用（油等の除去などに要する費用）は、その原因を発生させた人が全額負担することになっています。

次のような場合は、日常的に油もれなどがないか点検を行い、事故防止に努めてください。

- ① 灯油又は重油ポイラーを設置している。（風呂・ハウスなど）
- ② 灯油又は重油タンクからパイプ配管でポイラーを使用している。（風呂・ハウスなど）
- ③ 灯油又は軽油・重油を保管している。（ポリ容器・ドラム缶など）

### ★点検の例

- ・ポイラーを使用しないでタンク内の油量が減っていないか。
- ・パイプなどから油が漏れていないか。
- ・油を保管しているポリ容器やドラム缶などから漏れていないか、など

★事故発生ときは、直ちに役場住民課環境保全係（☎76-3801）にお知らせください。

## エコ・ボランティア メンバー募集

県内では、素晴らしい自然環境とそれを生かした行事（イベント）が多く開催されています。

大分県では、それらの行事に参加し、楽しみながら環境美化・保全活動を行っていただける「エコ・ボランティアメンバー」を募集しています。

大分県の自然を満喫しながら楽しく活動してみませんか。申込書は、住民課環境保全係（☎76-3801）にあります。



## 花いっぱいのもすづくりは



6月の環境月間にあわせ、九州電力では各自治体への緑化木の配布などを行っています。今年も6月3日に緑化木（テラツツジ60本・サザンカ20本・花の種20袋）の配布を受けました。軌足助役は「趣旨にのっとり、大事に育て、環境美化につとめたい」と話していました。緑化木は、九重文化センター付近に植えられます。



ごみ  
ゼロ!

# 「美しく快適な大分県づくり条例」 が施行されました



4月1日にごみのない美しく快適な大分県づくりを進めていくための条例である「美しく快適な大分県づくり条例」が施行されました。ここでは、この条例と九重町条例との関係を紹介します。

禁止項目	県条例	町条例	適用される条例
ごみのポイ捨ての禁止	○	○	町条例が適用されます。
動物のふんや死がいの放置禁止	○		県条例が適用されます。
自動車の放置禁止	○		県条例が適用され、違反者には5万円以下の過料が科されます。
自転車の放置禁止	○		県条例が適用され、違反者には5万円以下の過料が科されます。
落書きの禁止	○		県条例が適用され、違反者には5万円以下の過料が科されます。
自動販売機設置者の義務	○	○	町条例が適用されます。
ピンクちらしの掲示等の禁止	○	○	町条例が適用されます。
投光器の使用の禁止	○		県条例が適用され、違反者には5万円以下の過料が科されます。

## 「ごみゼロおおいた作戦」とは……

県では、昨年9月から大分の豊かな自然を守り、それに磨きをかけることで、より多くの観光客の方々に本県を訪れてもらう、あるいは企業の生産活動や県民生活の結果生じる廃棄物をリサイクルする環境技術を開発して、それをもとに環境産業を創出し、新しい雇用の場を生み出すことで「大分の活力」を生み出していこうと、「ごみゼロおおいた作戦」を展開しています。

## 九重町条例との関係

この「美しく快適な大分県づくり条例」は、県内全域を網羅的にカバーするものとして様々な規定を設けていますが、九重町でも、既に快適な生活環境の保持に関する同種の条例を制定していたことから内容に重複する箇所がいくつか存在します。『ある行為に対して、県条例と町条例のどちらが適用されるのか』。この問題に対する答えとして、それらの関係を整理したのが上の一覧表です。(例えば、ごみのポイ捨てに関しては九重町の条例が優先的に適用されます。この場合、県の条例は適用されません。)

## 条例の主な内容

県では、ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加で取り組む「ごみゼロおおいた作戦」を今後展開していくうえでの基本的な考え方を盛り込んだ新しい条例、「美しく快適な大分県づくり条例」を策定し、4月1日に一部罰則規定を除いて施行しました。その内容は、県民一人ひとりのモラルの向上を促すことを本旨としたものとなっています。

## 終わりに……

みなさんもこのたびの条例の趣旨にのっとり、美しく快適な大分県づくりのために、身近な生活環境の保全に努めてください。なお、県条例の内容については大分県生活環境企画課、町の条例の内容については九重町住民課にそれぞれお問い合わせください。



住民課 ☎ 76-3801

# 魂の叫びを

# 歌に託して



人権を考える講演の夕べが7月21日、九重文化センターで行われました。

29回目となる今年のテーマは「ハンセン病」。井護士・徳田靖之さんの講演、熊本市在住のシンガー・ソングライター宮里新一さんの「新ちやんの生き直しコンサート」が行われました。

宮里さんは1955年沖縄県宮野浦市生まれ。

8歳の時にハンセン病を発病。以来、ハンセン病隔離病院に隔離されてきたが、これまでの人生の多くを療養所で過ごしたという宮里さん、人間として普通に生きる事が許されない、悲しみや怒りを自作の歌に、2001年のハンセン病国際語訳詩大会に歌詞発表、原稿となり、「生き直しコンサート」をスタート。毎年、療養所を正式に退所、音楽での社会復帰を祈るまで。

11日口のコンサートでは、自作の歌々曲を披露。ハンセン病療養所在りてまほまほの詩人五十子ゆかりの詩をのびのびと歌う。会場は深い感動に包まれていました。

「歌で心はつながる」。歌で心はつながる。



▲すっかりおなじみとなった「わーくすたんぼぼ」と「たんぼぼの会」による歌で講演の夕べはスタート。今年は、「うみ」「しゃぼん玉」「坊がつる讃歌」の3曲を会場のみなさんとうたいました。

## 人権擁護委員をご存じですか

人権擁護委員は、すべての人に憲法で保障されている基本的人権が犯されることのないように監視し、侵犯された場合は速やかに救済するための相談に応じています。この人権擁護委員に赤崎佐代子さん（写真）が新たに法務大臣から委嘱されました。

あなたやあなたの身近にあきた事柄が人権問題または人権侵害になると思われるときは、お気軽にご相談ください。

九重町の人権擁護委員は次のみなさんです。



- 佐藤 信義さん（後述） ☎ 76-3296
- 佐藤 恵子さん（尾本） ☎ 77-6912
- 飯田 英敏さん（岩の上） ☎ 76-2296
- 赤崎佐代子さん（湯坪下） ☎ 79-2454

## 第7回 東飯田地区人権コンサート

8月26日(木) 19:00~

東飯田地区以外の方も、もちろん大歓迎!

場所 九重文化センター大ホール 入場無料(託児所あり)

登場するのは、北九州のオヤジバンド「願児我楽夢」。メンバーは消防職員、教職員など。部落差別やハンセン病などをテーマにした演奏活動をしています。実体験を語り、それを自作の歌で表現しています。感動あり、笑いあり、涙あり。

主催：東飯田地区人権学習講演会実行委員会

## 8月のハート降ろしJINGA

### 心温まるお話

先日より始めた「ハート降ろし」この心温まる話集の取り組み。町内20数カ所に設置したハート降ろしボックスには9点のお話の投稿がありました。まずは投稿いただいたみなさんに心よりお礼を申し上げます。その中から今回は2点ご紹介いたします。1点は町内在住の匿名の男性から、そしてもう1点は町内の小学生からの投稿です。

# ハンセン病回復者の本当の社会復帰を願って

## 徳田靖之さん講演要旨

ハンセン病は、昔、らい病と呼ばれていました。発病の原因となるマイ菌は非常に弱いもので、これにより発病するのは、一人一人の免疫力の弱い人に限られます。ハンセン病は、木杵神経や粘膜に感染します。感染することで麻痺が生じ、熱や痛みなどを感じなくなりますが、このため、口がききやましくなったり、歩行に支障が生じたりします。このことを稀に遊歩病といわれ、身体に奇形などの後遺症が残り、外見が口でなく、遺伝病とも思われていたため、ハンセン病は差別の対象となっていました。

らい予防法が始まったのが1907（明治40）年。これをきっかけにハンセン病は激しい差別にさらされるようになりました。感染病の存在自体が国の恥とされ、隔離する政策が定められます。戦後、ハンセン病は、プロミンという薬が開発され、完全に治る病気となったものの、国は1996年まで隔離政策をとり続けました。日本国憲法で基本的人権がうたわれているにもかかわらずです。



隔離政策では、ますます人権侵害が行われていました。国立療養所は13カ所に遷移されましたが、多くは小さな島や僻地に。市街地

近くに送られたとしても2メートルを超える壁に囲まれていました。隔離された人たちは労働を強要されました。ハンセン病患者は、火を使う、水を使う、ケガをするような仕事は絶対にしてはけません。しかし炊事、洗濯、土木工事、介護、火葬など療養所内のあるところあらゆる仕事をさせられました。その結果、多くの人が指を失うことになってしまいました。

入所者同士の結婚は認められましたが、厳しい条件付です。男性は断種手術。女性は万一妊娠したときは人工中絶を強要されました。つまり、子どもを残せない、子孫を残せなくしてしまったのです。入所した人は、人間としての尊厳を踏みにじられましたが、残された家族も差別を受け、多くが一家離散となっていました。

2001年、ハンセン病国賠裁判で勝訴したとき、多くの原告が口にしたのが「これで人間になれる」。やっと人間というものを取り戻したのです。富里さんの「生き直しコンサート」という言葉には、失われた人生をやり直すという意味が込められています。隔離政策を受けた人たちの先頭に立って、一日も早く差別を一掃するように訴えています。

今なお13の療養所に4千人近い人が、傷みあることを奪われたまま生活しています。大分出身は約50人。ほとんどが、ふるさととの交流がスムーズにできないでいます。家族が拒んでいる理由は、家族の周囲に厚い差別の壁が残っているからです。療養所で生活している人たちがいつでも自由に帰ってこられるような大分県づくりをしていかなければなりません。

## 思わぬ返礼

数年前から自宅近くの国道に花が植えられている。誰かの好意によるものだろうかと思っていた。

ある日、その花のそばを車で通り過ぎようとしたとき、おじさんがせせとその花の手入れをしている姿を見ることができた。ああ、この人が花を育てていたのかと初めて知った。その後もその道にはずっと花が咲いている。

ある時、そのおじさんは道ばたの手入れも始めた。道路に覆い被さるようにして飛び出した草をひとつひとつ丁寧に刈っていた。作業の途中、大きな石を発見し何とか動かそうと試みたそうだが、どうしても動かすことができず、私に石を動かしてほしいと依頼があった。私はこのおじさんの姿に心を打たれ、快くその願いを承諾し、ともにその石を動かした。

その後、おじさんが私のもとへ訪れてくれた。そして「石を運んでくれたお礼に」とお酒を下げてきた。自分の家の作業を手伝ってもらったのならわかるが、あくまでボランティアで行った作業のことだ。私に丁寧ににお断りした。しかし、「大盗助かつたから」と言い、せむ受け取ってほしいと言われ、むげに断れなかった。

今振り返ると、さりげなく日々を前向きに生き、地域社会を明るくしていく生き方をこのおじさんから教えてもらえた気がする。

九重町在住 男性

## Aちゃんの花びら

私の学校では、6月26日に後期児童会役員選挙がありました。私は書記という役に立候補しました。

書記は全校児童集会や運営委員会でノートを手もめたり、学校のみんなの先頭に立ってがんばるのが仕事です。私は児童会役員になって、きれいな学校にしたいと思いました。書記には同じ4年生の女の子が立候補していました。選挙中にがんばるぞと思いましたが、少し不安もありました。

選挙の日になりました。立会演説は言いたいことを最後まで全部言えました。けれども結果は、お友達が書記になって私は落ちてしまいました。せいっぱいがんばったけど、かなしくなりました。私が落ち込んでいると、給食の時に友だちのAちゃんが、

「中なら、次がんばればできるよ、がんばって。私、おうえん者になるから」  
私はAちゃんのことを聞いて心があたたかくなりました。落ちこんでいたけどAちゃんのおかげで元気が出ました。まだ、児童会役員に挑戦したいです。

東蔵田小学校4年生 中川美月

今後とも地道な取り組みをハート降ろす♡この入会では行っていることを書いています。心温まる自慢りなお話があれば、ぜひ投稿してください。みなさんの心をあたたかいてあげます。

# 図書館だより

ほんの森  
8月号

## 芥川賞と 直木賞

先月、2004年度上半期の受賞作品が発表されたばかりの芥川賞と直木賞。「えっ上半期？」と思った方、実はこの二つの賞、年2回授賞するのです。ちなみに芥川賞は、ご存知芥川竜之介の名を記念して昭和10年に制定されました。直木賞も直木三十五の名を記念して同年同時に制定されています。さて、どんな作品が対象かというところ——芥川賞は各新聞・雑誌に発表された純文学短編作品。一方、直木賞は各新聞・雑誌、あるいは単行本として発表された短編および長編の大衆文芸作品の中で選ばれます。いずれも応募方式ではないところが特徴です。また、芥川賞は主に無名、もしくは新進作家が対象で、直木賞の方は、無名・新進・中堅作家が対象です。芥川賞にあまり聞いたことのない作家が選ばれるのが多いのはそういうことなのですね。「純文学と大衆文芸の違いがピンとこない」という方は過去の受賞作品を読み比べてみてはいかがでしょうか。また、候補作を読んで、受賞作を自分なりに予想してみるのも楽しいですよ!

図書館開館時間  
平日 10:00～18:00  
土・日 9:00～17:00  
月・祝 休み  
※8月31日までは夏休み期間中として、平日9:00～18:00になります。

本のうんちく



- ★ 2004年度上半期 芥川賞 『介護入門』／モブ・ノリオ ※未刊
- ★ 2004年度上半期 直木賞 『空中ブランコ』／奥田英朗 } 図書館にあります。
- “ 『運送の森』／熊谷達也

## 新着本

### 《児童書・コミック》

- いちがんこく 一落語絵本8ー 川端誠
- かいけつゾロリシリーズ 1～40巻 原ゆたか
- ダレン・シャン 10 <精霊の湖> ダレン・シャン
- はてな?なぜかしら?国際問題 1～3巻
- 教えて!イラクの戦争と今むかし 1～3巻 平田伊都子
- 十二国記 9～12 小野不由美
- 光とともに 一自閉症児を抱えてー 1～5巻 戸部けいこ

### 《一般書》

- チルドレン 伊坂幸太郎
- もっと、わたしを 平安寿子
- 刀 辻仁成
- 上海迷宮 内田康夫
- 東北新幹線「はやて」殺人事件 西村京太郎
- ジョゼと虎と魚たち 片山恭一
- Deep Love 完全版 1～4巻 yoshi
- みじかい命を抱きしめて ロリー・ヘギ

### アッシュベイビー

- 夫というもの
- 気の発見
- 百の旅千の旅
- 三徳を護れ!
- バンク侍、斬られて候
- 運送の森
- 黄金旅團
- ハシモトシノブ人
- その日をつかめ
- 殺人の記憶
- 声に出して読みたい日本語 3
- 3分間ゆるゆる呼吸法
- 「何が言いたいか」をスッパリ伝える人になる
- 運のつき
- 二世帯住宅の考えた・作り方・暮らし方
- 赤ちゃんの名づけハッピーガイド
- 炊飯器ひとつで!たちまちCooking
- 写真ものがたり昭和のくらし 2 <山村>

### 金原ひとみ

- 渡辺淳一
- 五木寛之
- 五木寛之
- 新堂冬樹
- 町田康
- 熊谷達也
- 飯嶋和一
- 古館伊知郎
- 鈴木光司
- 薄井ゆうじ/訳
- 齋藤孝
- 大石健一
- 中島孝志
- 養老孟司
- 藤原千秋
- 岩崎啓子
- 須藤功

～他にも新着本が入っています!どうぞ図書館へ～



## 大分ビッグアイに サッカーを見に行こう。

Jリーグ・大分トリニータ×ヴィッセル神戸戦が無料または特別割引で観戦できます。  
みんなで大分トリニータを応援しよう。

期 日: 10月30日(土) 15:00～  
対象者: 玖珠郡内に居住している人(1,000人)  
小・中学生及び高校生は無料。  
一般(同伴者含む)は1,000円(特別割引)  
申込方法: 往復はがきに住所、氏名、電話番号(小・中学

校、高校生は学校名、学年)を記入し、申込先へ送付してください。

一枚で複数名の申込みも可

申込期間: 平成16年9月15日～10月20日

申込先: 〒870-0021

大分市府内町1丁目6-21

(株)大分フットボールクラブ 招待事業係

備考: 申込み多数の場合は、抽選となります。

当選者には返信はがきを当日引き換え券として返送します。

問合せ: 大分県スポーツ交流推進協議会

☎ 097-535-1155



## 九重町立飯田中学校



### 学校の概要

標高826メートル（県内1位）で、夏は涼しく快適で、冬の銀世界も鑑賞できる恵まれた自然環境にあります。これから見込まれる生徒数の推移は右のとおりで、ほぼ横

ばいです。教職員数は14人です。

年度	16	17	18	19	20
人数	66	68	75	84	80

### 教育目標

- 知・自ら学び、自ら考える力をつけ、基礎的・基本的な学力を身につけた生徒の育成
- 徳・平和を愛し、他人の痛みがわかり、奉仕の精神に富み心豊かで優しい生徒の育成
- 体・たくましく生きるための気力と体力を兼ね備えた健全な生徒の育成

▼生徒集会  
専門部会

### 研究テーマ

「わかる・できる・楽しい授業の創造」

### 本校の特色

#### ●活発な生徒会活動

学年を越えた縦割りの専門部活動で、全校生徒が交流できる場をたくさん設定しています。

#### ●生徒と先生が一緒になって創りあげる学校

授業だけでなく、生徒会活動・部活動などに積極的に取り組んでいます

#### ●PTA活動による支援

さまざまな行事（祖父母学級・やまなみ学級・体育祭・氷の祭典など）の場面で常に学校に関わり、支援活動を続けています。

#### ●地域の教育力

飯田地区合同PTA（保育園・幼稚園・小学校・中学校のPTA）「伸びのび飯田っ子を育てる会」や飯田公民館の青少年健全育成事業などに支えられています。

#### ▼祖父母学級



総合的な学習の時間 ▶  
（環境について学ぶ）



#### ●チャレンジ精神旺盛な飯田っ子

「カッコウの翼」をはじめ、いろいろな事業に積極的に参加しています。また、「九重森林公園スキー場」での「スキースクール」でスキーにもチャレンジできる好環境にあります。

## のびのび育って！

飯田で取りこまれる  
「地域ぐるみの子育て」



クイズは正解して大喜び！



おそろいのTシャツも  
作りました。



地域ぐるみでの子育てが飯田地区で続けられています。それが「伸びのび飯田っ子を育てる会」。保育園から中学校までのPTAが一緒になったもので、尚ほ行動のサインは乳幼児期から出ているとの認識から、「子育ての先輩・後輩」の交流などを通じ、地域ぐるみの子育てをしていくものです。懇談会やボランティア活動、氷の祭典参加などの活動を行っています。

5月30日には、約140名（大人80人・子ども60人）が参加し総会が行われ、会長に廣田達美さん（脇端）が選出されました。総会終了後には人権学習会が行われました。より多くの方が携われるように今回は手作り。人権に関するクイズや絵本の読み話のほか、劇上演も行われました。演ずるのは飯田小中学校で読み聞かせボランティアをしているみなさん。題材に選ばれたのが「ともだちや」という絵本。選んだ理由について出演者の一人は「人を見た目で判断しないこと。本当の友だちの悪味を知ってもらいたくて」。ユーモアいっぱいのステージと出演者の熱演に会場からはたくさんの拍手が送られていました。

## まちの話 題

日本の夏を満喫  
～町内各地で行われた祇園

野上地区と下田地区で古くから行われている祇園祭が7月17日（野上は18日まで）の2日間、行われました。

## 野上祇園

このうち野上地区では、戦後中村商店街を中心に開催。山車の運行などが行われました。この山車は、以前2台だったものを、1台にまとめたもの。華やかさがなくなり伝統の華みも感じます。この山車の上で演劇が催されるのも昔ながら。子どもも漬からこの祭りを覚えてきたという女性（82歳）は「昔は、汽車の到着する時間を見計らって上組と下組の山車が張り合っていました。それは賑やかだったですよ。戦時中が一番賑やかだったんじゃないでしょうか。」

「チキンコンコン」といふお囃子が、夏の夜を彩っていました。



## 山車と山鉾

山車は祭礼の時、数々の飾り物などをして引き出す車。

山鉾は山車的一種で、台の上に山の形などの造り物があってその上に鉾・笹刀（なぎなた）などを立てたもの。

## 下田祇園

野上地区の華やかさに対し、華やかさを感じるのが下田祇園。下田祇園も古くから伝わるもので、山鉾巡行は、昭和30年の山鉾焼失により途絶えたものの昭和48年に復活。以来、現在まで続いています。この山鉾は大人用、子ども用の2基。どちらも人形山で、毎年テーマを決め、地元青年が約1ヶ月かけて製作します。昔は高さが10メートル以上あったという山鉾も電線が邪魔しないように現在は6メートル弱ですが、出来映えは見事。今年のテーマは、大人用の山鉾が「源平絵巻」、子ども山鉾が「一寸法師」。九重樽太鼓などの飾り物もあり、祭り会場は多くの人でにぎわっています。



今年厄年を迎える東飯田地区を中心としたみなさんは、「厄払いに」とおそろいのTシャツで参加。背中には「MATUR 65 厄年」。背中で人生が語られる年齢になったということで・・・後ろ姿を。

まちの話

涼と楽しみを求めて  
～多くの人でにぎわう竜門の滝



▲肥料などの空気を吸って滑るのを防ぐのがコツ。  
肥料などの空気を吸って滑るのを防ぐのがコツ。  
肥料などの空気を吸って滑るのを防ぐのがコツ。



竜門の滝・滝開き・滝すべりサマーフェスティバルが、7月18日に行われました。夏休みシーズンに入る7月第3日曜日開催。今年で39回目となります。安全祈願の法要が行われた後、ビール・ラムネの早飲み大会、滝すべりレースなどの催しが行われました。当日は、天気も良く、水量も適量。多くの観光客が涼と楽しみを求め、訪れていました。

この催しを主催しているのが竜門の滝の整備保全を行っている保勝会のみなさん。39回目にかけて「サンキューの気持ちでがんばります」と会場を駆け回っていました。

交通安全

平成16年町内地区別交通事故発生状況(累計、集地)

地区別	人身事故		物損事故	件数計
	死者	負傷者		
東飯田	0	3	3	25
野上	0	9	7	39
飯田	0	23	16	112
南山田	1	14	10	46
計	1	49	36	222

(平成16年7月末現在)

9月9日は救急の日



玖珠消防署では、救急の日の一環として次の日程で「普通救命講習」を実施します。

「普通救命講習」とは、止血法・人工呼吸や心臓マッサージなどの心肺蘇生法をマスターする講習です。いざという時、家族や友人の命を救うことができるのは「あなた」です。ぜひこの機会に講習会に参加してください。

日時 9月11日(土) 午後1時～午後4時  
(受付は12時30分から)

場所 玖珠消防署

内容 心肺蘇生法・止血法  
受講料無料(募集人員30人)  
動きやすい服装でお願いします。

申し込み・問い合わせ先  
9月10日(金)までに電話にて申し込みください(☎72-2141)。

制服一新！  
～九重町消防大会



新しい制服、以前のものに比べ明るい色調です。

▲県大会出場に向けて、指揮者の岡野浩治さん(右)は「ぜひ優勝旗を持って帰りたい」

九重町消防大会が7月4日、泉水グランドで行われました。消防団員の秩序ある団結力などを養うために毎年この時期に行われているもので、今回で29回目。13分団29部447人のうち355人が参加しました。開会行事で来賓の日野立明県議は「消防団は、水火防災の役割だけでなく、地域づくりの中心として期待が集まっている」と激励。県内で初めて新調されたという制服に身を包んだ団員は、人員服装点検、小隊(整列行進)訓練などできびきびとした動きを見せていました。

また、ポンプ車操法で県大会へ出場する部隊の披露も行われました。



## 大分県奨学会予約奨学生の募集について

1. 高等学校等緊急支援奨学生予約奨学生  
**対象** 中学校3年生で平成17年4月に県内の高等学校・高等専門学校に進学を希望している人のうち、優秀な資質を有し、経済的理由により修学が困難な人  
**募集人員** 90名(予定)  
**募集期間** 9月中旬まで  
**貸与月額** (高等学校・高等専門学校同額)

国・公立		私立	
自宅	自宅外	自宅	自宅外
18,000円	23,000円	30,000円	35,000円

**貸与期間** 平成17年4月から在学する学校の標準修業期間

2. 高等学校等育英奨学会予約奨学生  
 \*旧日本育英会に準じて新しく創設された奨学金です  
**対象** 中学校3年生で平成17年4月に県内の高等学校(盲・ろう・養護学校の高等部を含む)又は専修学校高等課程へ進学を希望している人のうち、優秀な資質を有し、経済的理由により就学が困難な人  
**募集人員** 300名(予定)  
**募集期間・貸与期間・貸与月額**は、上記の高等学校等緊急支援奨学生と同じ。  
**問い合わせ先** (財)大分県奨学会  
 ☎ 097-536-1111 内線 5614・5620  
 または各学校の奨学金担当の先生へ

## 無料パソコン技術講習会

- と き** 平成16年10月5日(火)～11月10日(水)  
 10時～16時(土・日・祝を除く)  
**と ころ** 大分県日田総合庁舎(日田市城町1)  
**対 象 者** 就職を希望する女性で原則として全日程出席できる人  
**講習内容** 表計算(エクセル)～最終日の検定試験に合格すれば職能パソコン3級の認定を受けられます。  
**受講料** 無料(ただしテキスト代、検定料等の実費6,200円程度を自己負担)  
**申し込み方法**  
 9月2日(木)、3日(金)10時30分～12時に日田総合庁舎4階研修室にて受付及び受講者選考のための面接と簡単な筆記試験を実施します。  
 お問い合わせは大分県日田地方振興局労政課  
 (☎ 0973-23-2673)

## 全国一斉成年後見の無料相談会

- 日 時** 平成16年9月18日(土)午前10時～午後3時  
**場 所** 司調会館3階大ホール(大分市城崎町2丁目法務局ウラ) ☎ 097-533-4110(来所だけでなく、電話相談もできます)  
**成年後見制度とは**  
 例えば痴呆症の方、知的障害・精神障害のある方などは、財産の管理や身上監護(介護、施設への入退所など生活についての配慮)に関する契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことは困難です。このような判断能力の不十分な方々を保護し支援することが成年後見制度です。  
 お問い合わせは大分県司法書士会(☎ 097-532-7579)

## 災害にあったときの税

地震・火災・風水害などの災害により住宅や家財などに損害を受けられた方には、納期を延ばしたり、税金を軽減したりする方法があります。

また、災害の復旧資金の融資を受けるための納税証明書は無料で発行しております。詳しくお知りになりたい方は、最寄りの税務署や税務相談室にお気軽におたずねください。

- 日田税務署 ☎ 0973-23-2136  
 税務相談室別府分室 ☎ 0973-22-3073

## 再就職支援の R&Be(リ・ビー) ワークセミナー(無料)

- 日 時** 9月17日(金)9:50～16:10  
**場 所** 大分県日田地方振興局4階西会議室(日田市城町1丁目)  
**内 容** ビジネスマナー講座、基礎知識学習 ほか  
**定 員** 20名(託児あり)  
**申込・問い合わせ** (財)21世紀職業財団大分事務所  
 (☎ 097-538-7755)

## 脳・心臓疾患の発症の予防を図るため二次健康診断等給付を活用しましょう!



- 労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のうち直近のものにおいて  
 ①血圧の測定 ②血中脂質検査 ③血糖検査 ④BMI(肥満度)の測定  
 のすべての検査について「異常の所見」があると診断された場合、または正常値であっても産業医により「異常の所見」と認める診断を受けた場合、労災保険制度の保険給付として二次健康診断等の給付(無料)を受けることができます。  
 詳しくは、大分労働局労働基準部労災補償課(☎ 097-536-3214)にお問い合わせください。

今月の納税・玖珠九重  
農協旧支店収納窓口対応日

納付月  
8月

農協旧支店対応日  
8月31日(火)

対応時間  
9:00～15:00

## 土地・建物等の譲渡益に 対する税率の引き下げ

土地・建物等の長期譲渡所得に対する税率が、株式とのバランスを踏まえ20%に引き下げられました。

**税率 長期26%→20%、短期52%→39%**

また、土地・建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算及び100万円特別控除が廃止されました。

(注) これらの改正のうち、税率の引き下げは平成16年1月1日以後の譲渡について適用され、損益通算及び100万円特別控除の廃止は平成16年分以後の所得税及び平成17年度分以後の個人住民税について適用されます。

## 平成16年度後期技能検定試験

受付期間 9月28日(火)～10月8日(金)

実技試験問題公表 11月19日(金)

実技および学科試験の実施日は受付後に指定されます。

試験種目 1・2級(29職種43作業)

石材加工、建築大工、菓子製造、かわらぶき、鉄筋施工、配管、ガラス施工など

他に特級(17職種)、3級(7職種)、準1等級(2職種)の試験があります。

試験種目等の詳細は、

大分県職業能力開発協会 ☎ 097-542-3651まで。

## 平成16年度防衛庁各種学生募集案内

募集種目	応募資格	受付	1次試験
防衛大学校 学生	高卒(見込含) 21歳未満の人	9月10日(金) ～	11月13日(土)、 14日(日)
看護学生	高卒(見込含) 24歳未満の人	10月1日(金)	10月17日(日)

詳しくは役場住民課又は自衛隊玖珠連絡所  
(☎ 72-1116 内線371)

## 消防設備士法定講習会

受験対象者

- ①平成14年度に消防設備士の免状を取得した人(2年目講習)
- ②平成11年度に消防設備士法定講習を受けた人(5年目講習)
- ③法定期限内に消防設備士法定講習を受けていない人

講習は10月13日(水)から20日(水)までの間、県内各地で行われます。詳しい日程、講習種類についてはお問い合わせください。

受付期間 9月1日～9月30日

\*受験申請書は役場総務課消防係にあります。講習手数料は7,000円(県収入証紙)です。

問い合わせ先

(財)大分県消防設備安全協会(☎ 097-537-3125)

## 障害者就職面接会の開催

障害者の就職の促進を図るため、障害者と事業主を対象とした面接会を次のとおり開催します。

参加を希望する障害者や事業主の方は、最寄りのハローワークまでお問い合わせ願います。

日時 9月22日(水)午後2時～

場所 (大分市)大分東洋ホテル2階二畳の間  
ハローワークひた(☎ 0973-22-8609)

## トマト黄化葉巻病の徹底防除を

トマトやミニトマトに育成不良を引き起こす「トマト黄化葉巻病」が郡内で発生しています。この病気はウイルス性で葉が黄化萎縮し、花が咲かないなどの病状があり、育成不良や収量低下を招きます。地域全体で徹底防除を行いましょう。

問い合わせ先 玖珠九重地方振興局・農業振興普及センター  
技術指導課 南(☎ 72-0261)  
JA玖珠九重・指導販売課 日野(☎ 77-7111)  
JA九重町飯田・生産販売課 佐藤(☎ 79-2011)

## 労働110番

相談料無料・秘密厳守

とき 平成16年9月30日(木)13:30～16:30

ところ 大分県日田総合庁舎(日田市城町1)4階東会議室

対象者 中小企業の労働者及び使用者

相談内容 労働問題全般に関すること

相談員 弁護士・社会保険労務士ほか

相談方法 来場または電話での相談

日田中小企業労働相談所  
(大分県日田地方振興局労政課内)

フリーダイヤル 0120-601540

携帯・公衆電話からは 0973-23-2673

## 平成16年度身体障害者を対象とした 大分県職員採用選考

選考職種 一般事務

採用予定人数 1名

受験資格 身体障害者手帳所持者で昭和50年4月2日から昭和62年4月1日に生まれた人。そのほかに要件があります。

第1次選考 平成16年11月13日(土)

受付期間 平成16年10月7日(木)～10月26日(火)

選考案内は各市町村などで配布します。

お問い合わせ 大分県人事委員会事務局

(☎ 097-536-1111 内線5200・5212)

今月の  
年金相談

日時 8月25日(水)10:00～15:00  
場所 九重町役場1階・102会議室

今月の納税  
納期限8月31日

【国民健康保険税】(本算定)  
【固定資産税】(第2期)

「誕生死」という本との出会いを通じて、とても大切なことを教えられました。それは、私たちの日常の中では「死」というものについて「触

より不幸な人はたくさんいるよ」・「母親だけでも助かったからまだましよ」というのも比較している言葉で、両親にとってはやはり悲しい言葉でしかありません。いずれにしてもこのような言葉は結果的には相手の心には傷つけるという形でしか届かないということではないでしょうか。

それははいけないもの」・「忌み嫌うもの」という扱い方をしています。しかし、そのような立場の中には常に見失われているものがあるようです。

「早く忘れて元氣を出してね」と、

まわりの人が励ましてくださるとき、私たちは、あの子を忘れたくない、忘れることなんてできない、あの子の死をもっと

例えば、自分の最も大切な人を亡くしたその悲しみに直面している人を慰めたいと気遣う人の気持ちに偽りはありません。でも、時として、その慰めの言葉が心ない言葉となつて相手を傷つけてしまうことがあります。

## 小さな命の物語②

館長 藤 英 利  
隣保館 高 藤 英 利

の真実の言葉です。が子を亡くしたお母さん

そのひとつが、「早く忘れなさい、そして元氣を出しなさい」という励ましの言葉です。大切な人を忘れなさいというのはとても残酷で、孤独感をますます募らせます。特にわが子を亡くした両親に「次の子をつくれれば」・「他にきょうだ

私は、僧職という立場からこれまでたくさんの方々の死に向かい合わせていただきました。しかし、亡くなって逝かれた方はもとより、その遺族の方の深い悲しみを慈しむような、慰めるべき言葉が未だに見つからずにいます。

「死に往く人の前にただ座るだけ、してやれること常にそれだけ」今は亡き恩師の言葉がいつも去来します。

### ＝平成16年8月・9月休日当番＝

病 院	月	日	医療機関名	住 所	電 話
	8月	22日	友成(産婦人科)医院	塚 脇	72-0330
			武田 医院	森	72-0170
		29日	小 中 病 院	塚 脇	72-2167
			飯田高原診療所	飯 田	79-2138
	9月	5日	後藤内科医院	昭 和 町	72-0676
			矢原 医院	野 上	77-6121
		12日	高 田 病 院	春 日 町	72-2135
		19日	長内科小児科異腸科医院	春 日 町	72-2143
			麻生消化器科内科医院	山 田	72-7100
		20日	三池循環器科内科医院	塚 脇	72-6101
			友成(町田)医院	町 田	78-8811
		23日	玖珠記念病院	塚 脇	72-1127
26日	井 上 医 院	恵 良	76-2711		
		北山田クリニック	北 山 田	73-2030	

歯 科 医 院	月	日	医療機関名	住 所	電 話
	8月	22日	麻生歯科医院	右 田	76-2310
		29日	沢熊歯科医院	日田市	0973-22-2900
	9月	5日	石井歯科医院	日田市	0973-24-6886
		12日	(玖珠)井上歯科医院	右 田	77-6851
		19日	荒木歯科医院	大山町	0973-52-2022
		20日	田吹歯科医院	日田市	0973-24-5510
		23日	石松朗歯科医院	日田市	0973-24-3718
		26日	井上第2歯科医院	玖珠町	72-5983

獣 医	月	日	獣医師名	電 話
	8月	22日	佐藤 獣 医	77-6448
	9月	4日・12日・20日・26日		
	8月	21日・29日	山本 獣 医	78-9101
	9月	11日・19日・25日		
	8月	28日	甲斐 獣 医	76-3324
	9月	5日・18日・23日		

ス タ ン ド	月	日	店 名	月	日	店 名
	8月	22日	河野石油	9月	5日	森石油
		29日	竹尾石油		12日	小幡石油
					19日	自由営業

備考 大分県中西部農業共済組合 ☎72-3409  
休日当番の電話番号(携帯)は 090-5721-8191

★都合で変更する場合があります 玖珠消防署：● 救急は119番 ☎72-2141 ● 火災の確認は ☎72-5100

# 歳時記

## 季節

9月号

9月号

「芒」「虫」

「秋」

(8月25日締切)

10月号

「石路の花」

「秋水」

(水遣む・澄む水でも可)

「夜長」

(9月27日締切)

今月の季節

「雷」「新涼」

「水引(草)」

夜中の雷つぶやくだけで遠ざかり

新涼やベアールックの母と娘と

水引や二人を結ぶ花の糸

新涼や手すくい水の二人連れ

新涼や早朝散歩四方の山

新涼や噴煙けさは向きを変へ

新涼の老人ホームで法話聞く

新涼を求め飯田に登りけり

新涼や足も軽がるゲート場

新涼や寝て居る曾孫の顔

楚楚として心とます水引草

スマートに水引きの花生けられし

水引を座敷に生けて縁起呼ぶ

けもの道いつしか消えて水引草

水引きのしごいてみたき花の列

「夜中の雷つぶやくだけで遠ざかり」つぶやくだけが面白い。「新涼やベアールックの母と娘と」母娘お揃いの新涼ルックに秋の到来を。「水引や二人を結ぶ花の糸」水引きの花に結ばれた縁。八月は残暑の中に、新涼の朝があり、水引きの花に小さな秋がある。

このコーナーは町民どなたでも応募できます。ハガキに作品名と住所、氏名、電話番号をお書きのうえ企画調整課広報係まで応募を。なお、応募作品は返却しません。

岩尾 奈加  
佐藤 節代  
森高マサヨ  
原田 勝子  
伊東 匡子  
清竹 勇蔵  
小野 十三日  
佐藤 元八  
小野ミツノ  
井上 マキ  
赤峰 幸子  
藤澤 節子  
穴井久美子  
甲斐 和子

選者 麻生 良昭

添削がありますのでご了承ください。 広報

## このえ 時間旅行

ふるさと再発見 177

地名を歩く「竜門」編(その1)

九重町文化財調査員 甲斐素純

私は過去、何回か石畳を歩いたことがある。近所の子ども達と、石畳近くの「ピンカケ原」に、野いちごを採りに行った記憶がある。

また昭和57年3月、大分県文化財調査報告第57輯として『水山布政所路』が刊行されたが、その折現地調査の補助員として九重町内を担当、執筆者と共に歩いた。

「竜門」とは、なんと響きの良い言葉であろうか。竜は王(皇帝)の印で、中国などでは宮殿にすえられた「玉座」(皇帝の座るイス)の両側の柱などに、竜が浮き彫りに柱に巻き付いた姿が表現されている。また「登竜門」という言葉もあり、そこを通れば必ず出世すると言われていた場所、芥川・直木両賞は文壇の登竜門だと良く言われている。

九重町の竜門の滝は国指定の名勝地で(「耶馬溪内」)、「耶馬・日田・英彦山国定公園」にも包括されている。滝の高さ約24メートル幅約31メートルで、両側のどっしりとした断崖絶壁、樹々の重なりは、真に仙境と呼ぶにふさわ

しい。この優美な眺望は、四季を通じて美しい景観を見せられている。

また松木川の支流・野倉川には「小滝」があり、一般にはあまり知られていない隠れた名所でもある。

滝の最も眺望の良いところに竜門寺がある。同寺は、中国の宋朝から「蘭溪道隆」という禅の高僧が我が国に來朝した折、当地に杖を留められ、滝の形容が河南の竜門にあまりに似ているというので、その名を名付けたと言われている。傍らに一字を建立し、「吉祥山竜門寺」と命名したと言われている。「日本史辞典」によると、「一一一三〜七八、一二四六(寛元4)年來朝。五三(建長5)年鎌倉幕府執権・北条時頼に招じられ、鎌倉建長寺開山となる」などとある。



藤の石畳を踏査する日隈氏ら

